

成人用肺炎球菌ワクチンの接種について

●成人の肺炎球菌感染症について

肺炎は、主に細菌やウイルスなどが肺に入り込んで起こる肺の炎症です。肺炎の原因となる細菌やウイルスは、人の体や日常生活の中に存在しており、からだの抵抗力が弱まった時などにかかりやすく、発症すると急に悪化することもある病気です。肺炎の原因菌にはさまざまな種類がありますが、その中でも一番多い病原菌は肺炎球菌です。

●法律で定められた成人用肺炎球菌ワクチン接種対象者

①平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間

65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間にある方。

②60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

※身体障害（心臓、腎臓、呼吸器の機能障害）の1級程度

ただし、①、②に該当する方で、既に成人用肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けた方（任意接種・転入前に接種した方等）は、対象者から除く。

成人用肺炎球菌ワクチン（B類疾病）の予防接種は、個人の予防を目的としておりますので、ご本人が自らの意思と責任で接種を希望する場合に予防接種を行います。なお、接種を受けるご本人に認知症等の症状があり、正確な意思の確認が難しい場合には、家族やかかりつけ医によって、特に慎重にご本人の接種意思の確認も含め、接種適応を決定する必要があります。最終的に確認ができなかった場合には、予防接種法に基づく接種はできません。身体的事情があり、自筆が難しい場合には、家族やかかりつけ医により改めて意思の確認をし、家族等により代筆をしてください。

●対象者から除外される方

これまでに、23価肺炎球菌英膜ポリサッカライドワクチンを、任意接種等で1回以上接種した方は、成人用肺炎球菌ワクチンの予防接種を定期接種として受けることはできません。

●予防接種を受けることができない方

次のいずれかに該当すると認められる場合には、接種できません。

- ① 接種当日、明らかに発熱している方(37.5℃以上)
- ② 重い急性疾患にかかっている方
- ③ 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある方
- ④ 上記に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

●予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない方

次のいずれかに該当すると認められる場合は、健康状態や体質を考慮し、予防接種の必要性、副反応、有用性について担当医師とよく相談の上、接種を受けてください。

- ① 基礎疾患(心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患等)のある方
- ② 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状があった方
- ③ 過去にけいれんをおこしたことがある方
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされたことがある方又は近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーをおこすおそれのある方

●予防接種を受けない場合

接種医の説明を十分に聞いた上でご本人が接種を希望しない場合、家族やかかりつけ医の協力を得てもご本人の意思の確認ができなかったため接種をしなかった場合、当日の身体状況等により接種をしなかった場合等においては、その後、肺炎球菌感染症に罹患、あるいは患した事による重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

●予防接種を受けた後の注意事項

- ① 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は激しい運動を避けてください。接種当日の入浴は差し支えありませんが、注射したところをこすらないでください
- ② 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。また、接種後は副反応の発生に注意し、強い痛みがある場合や痛みが続いている場合など、気になる症状があるときはすぐに医師にご相談ください。
- ③ 接種後は自らの健康管理に注意し、もし、高熱や体調の変化、その他局所の異常反応に気付いた場合は、ただちに医師の診療を受けてください

●副反応について

予防接種を受けた後、気になる症状がありましたら、すみやかに医師（医療機関）の診療を受けてください。

①通常みられる反応

副反応としては、局所の疼痛、熱感、腫脹、発赤が5%以上認められます。また、筋肉痛、倦怠感、違和感、悪寒、頭痛、発熱等もみられることがありますが、通常数日以内に自然に治るので心配の必要はありません。

②重い副反応

予防接種を受けたあと、接種局所のひどい腫れ、高熱などの症状があったときは、必ず医師の診察を受けてください。極めてまれにアナフィラキシー様反応、血小板減少、知覚異常、ギランバレー症候群等の急性神経根障害、注射部位壊死又は注射部位潰瘍、蜂巣炎・蜂巣炎用反応などの重い副反応が生じることもあります。

●予防接種健康被害救済制度とは

厚生労働省が市町村長からの副反応報告を受け、予防接種法に基づく定期の予防接種によるものと認定したときは、予防接種法に基づく健康被害の給付の対象となることがあります。